

はしがき

アジア経済研究所経済協力調査室では、これまで発展途上国の法律について調査研究および資料整備を行ってきたが、工業所有権法に関しては、すでに次のような成果を刊行してきている。

- 『インドの特許法』(1972年)
- 『インドネシアの商標・特許法』(1976年)
- 『マレーシアの特許法』(1976年)
- 『マレーシアの商標法』(1977年)
- 『フィリピンの特許法』(1976年)
- 『フィリピンの商標法 I 解説編』(1976年)
- 『フィリピンの商標法 II 資料編』(1977年)
- 『タイの商標法』(1978年)
- 『韓国の特許・実用新案法』(1979年)
- 『韓国の商標法』(1979年)
- 『香港の工業所有権法』(1981年)
- 『シンガポールの工業所有権法』(1985年)

ちなみに、上記出版物刊行後、これらの国の多くで工業所有権法の整備・発展がみられた。

特許法に関しては、タイ(1979年)、マレーシア(1983年)、インドネシア(1989年)で同法が制定され、韓国(1990年)では同法の全面的改正がなされた。また、フィリピンでは同法改正案が国会へ提出されており、香港とシンガポールでも特許法草案の検討がなされている。

商標法に関しては、韓国(1990年)で同法の全面的改正がなされ、インドネシアとタイでは同法改正案が国会へ提出されている。

ここに訳出したインドネシア商標法——解説と判例——は、上記の一連の

調査の一環をなしているものである。既刊の『インドネシアの商標・特許法』は、インドネシアの工業所有権制度について商標法の条文翻訳と解説を中心に執筆されたものである。同書が刊行された翌1977年に本書（第I部）Hukum Merek Indonesia（インドネシア商標法）の第1版が、1986年に再版が出された。著者は、インドネシア大学法学部教授（国際私法）であり、かつ、弁護士として数多くの商標訴訟事件を手掛けてきている Sudargo Gautama 博士である。この翻訳には1986年版を使用したのが、これは改訂版ではない。したがって、商標制度の国際的動向など一部の記述は改訂を要する。しかし、本書は、なお今日に至るまで現行インドネシア商標法を基本的に理解するためのすぐれた解説書として位置付けられよう。

現行のインドネシア商標法は、旧蘭領東インド時代に施行されていた1912年工業所有権規則を改正したものであり、1893-1956年旧オランダ商標法（現行オランダ法はベネルックス統一法）に酷似しているが、同法の新たな改正部分は採用されていない。したがって、現行商標法は、インドネシアの現今の商品取引社会を規律する法としては時代遅れの面がある。そのため、同法の改正の必要性については、Sudargo Gautama 博士も上記著書で言及されているが、商標法改正法案はようやく国会へ提出され、その成立が期待されるところである。

インドネシアでは、外国の著名商標が第三者によってしばしば登録されてきた。この登録に対する商標登録無効の訴えに関する最高裁判所の判例によると、著名商標の保護強化の方向がうかがえる。また、1987年法務大臣決定により、商標登録時に他人の所有に係る著名商標に類似する商標登録出願は同種の商品についてその登録が拒絶されることとなった。インドネシアの商標法の発展を考察するには、最高裁判所の判例を調べる必要がある。そこで、Sudargo Gautama 博士と Rizawanto Winata 氏編の Himpunan Keputusan Merek Dagang（商標判例集）から日本企業が関わった商標訴訟事件を中心に判例を紹介することとした。

したがって、本書は Hukum Merek Indonesia と Himpunan Keputusan

Merek Dagang, 即ち, 解説と判例の部分から構成されている。前者 (全334頁) は解説編と資料編 (目次は106ページ参照) から成っているが, 資料編は割愛した (これらの資料の大部分は他の出版物において補うことができる)。後者 (全476頁) の部分については, 22判例 (目次は286ページ参照) のうち8判例を訳出した。

これらの翻訳草稿については, Hukum Merek Indonesia を谷井桂子 (東京外国語大学インドネシア語学科卒) が担当し, Himpunan Keputusan Merek Dagang (抜粋) を石田暁恵 (経済協力調査室), 佐藤百合 (同), 谷井桂子の3氏が担当した。翻訳草稿の手直しは, 主として解説部分を作本直行が行ない, 判例部分を大来俊子が行なうとともに, それぞれ若干の訳注を付した。なお, 全体の用語の統一は大来が必要と思われる範囲で行なった。

訳語については, できるかぎり日本語として誤解されることがないように正確を期したつもりであるが, なお不十分な個所もあると思われる。また, 私たちの力不足で意外な間違いをしているかもしれない。これらの点については, 大方の叱正を得て, 今後万全を期したい。なお, 補充した語は, () により示してあるが, () 内は原文に挿入されていたオランダ語である。

本書を訳出するにあたって, 訳者はもとより, その翻訳を快く承諾してくださった Sudargo Gautama 博士, 翻訳草稿のとりまとめに際して多くの協力をしてくださったインドネシア大学法学部講師 (現在 慶応大学大学院生) Hikmahanto Juwana 氏をはじめ, その他多くのご協力をいただいた専門家の方々に深く感謝の意を表する。

1990年3月

経済協力調査室

おおきたとしこ さくもとなおゆき
大来俊子, 作本直行